

振り込め詐欺の被害に遭われた方へ

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺被害者救済法)が平成20年6月21日に施行されました。この法律は、振り込め詐欺等の犯罪に利用された口座に残っている犯罪被害資金を、被害者の方に返還するルールを定めたものです。

被害に遭われた方は、速やかに警察へ被害届を提出し、振込先の金融機関にご相談ください。

なお、振込先が当金庫の方は、事務部(TEL0790-62-7701)までご相談ください。

振り込め詐欺等の振込先になった預金口座は預金保険機構のホームページで順次公告されます。

預金保険機構のホームページ(公告関係のトップページ)へは下記をクリックしてください。

→**預金保険機構のホームページ** (<http://www.furikomesagi.dic.go.jp/>)

平成20年7月  
西兵庫信用金庫